

平成31年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成31年3月7日 午前10時00分 開会
午後 3時17分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 杉本訓規 | 2番 | 梨本洪瑠 |
| 3番 | 吉村始 | 4番 | 奥本佳史 |
| 5番 | 松林謙司 | 6番 | 谷原一安 |
| 7番 | 内野悦子 | 8番 | 川村優子 |
| 9番 | 増田順弘 | 10番 | 岡本吉司 |
| 11番 | 西井覚 | 12番 | 藤井本浩 |
| 13番 | 吉村優子 | 14番 | 下村正樹 |
| 15番 | 西川弥三郎 | | |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 市長 | 阿古和彦 | 副市長 | 松山善之 |
| 教育長 | 杉澤茂二 | 企画部長 | 飯島要介 |
| 総務部長 | 吉村雅央 | 市民生活部長 | 松村昇道 |
| 都市整備部長 | 増井良之 | 保健福祉部長 | 巽重人 |
| 保健福祉部理事 | 中井浩子 | 教育部長 | 岸本俊博 |
| 教育委員会理事 | 吉川正人 | 上下水道部長 | 西口昌治 |
| 会計管理者 | 門口昌義 | | |

5. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 中井孝明 | 書記 | 吉村浩尚 |
| 書記 | 高松和弘 | 書記 | 吉留瞳 |

6. 会議録署名議員 11番 西井 覚 13番 吉村 優子

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 施政方針について

- 日程第4 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて）
- 日程第6 議第1号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第2号 葛城市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第3号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第4号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第5号 葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについて
- 日程第11 議第6号 葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第7号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第8号 葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第9号 葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第15 議第10号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第16 議第11号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第17 議第12号 平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第18 議第13号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第19 議第14号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第15号 平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第21 議第16号 平成31年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第22 議第17号 平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第18号 平成31年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第19号 平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第20号 平成31年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第21号 平成31年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第22号 平成31年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第23号 平成31年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

ついて

日程第29 議第24号 平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

日程第30 議第25号 平成31年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

平成31年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の平成31年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきください。

また、議会だより用の議場内の写真撮影を行いますので、あわせてご承知おきお願いをいたします。

本日は、平成31年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には平成31年度当初予算を初め、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様方の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願いをいたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第4から日程第30までの27議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例改正議案の新旧対照表を議席に配付しておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いをいたします。

次に、閉会中に開催されました3つの特別委員会の審査状況について各委員長より報告を願います。

まず初めに、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況について報告を願います。
11番、西井覚君。

西井道の駅かつらぎに関する調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

第3回目の委員会については、1月15日に開催しております。委員会では資料要求をしておりました、道の駅かつらぎとの施設管理運営基本協定書などの書類が市当局より提出され、資料について理事者より説明願ひ、内容などについて検証を行いました。株式会社道の駅かつらぎとは、当期純利益の30パーセントを成果配分として市に支払うよう、平成28年に基本協定書を締結していたが、国から社会資本整備事業の補助金の目的は地域活性化であるため、成果配分を受け取ると補助対象にはならないと指摘があり、平成30年1月に20万円を超える修繕費についても、市は負担しないことを含めた変更協定書を締結したとの説明がありました。委員からは、建物は市に帰属しているため、自然災害などで発生する修繕費もあるため、費用負担については再度検討すべきであるという意見などがありました。また、道の駅整備事業費とは別に、約9,800万円の備品購入費が全体事業費に含まれないことも判明いたしました。今後の委員会運営については、道の駅の建設に関する事業費、計画変更に関すること、

補助金返還の問題、地質調査に関する事項の4つの検証項目を整理して引き続き調査を進めるということを確認いたしました。

以上で、閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

藤井本議長 次に、旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について報告を願います。
14番、下村正樹君。

下村旧町時代における未処理金調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました第13回及び第14回の旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず第13回目の委員会については、1月17日に開催しております。委員会では元職員の方や業者の方など、5名の証人に出席を求め、未処理金が使用されたとされている弁之庄地積更正や、脇田梅室線道路拡幅工事に関し、事業の経緯や契約金の出金、支払いに関する事などについて証言をしていただいております。

次に第14回目の委員会については、2月13日に開催しております。委員会では1月17日の証人尋問における証人の証言にごさいます弁之庄地積測量等業務に関する契約書及び契約金支出などに関する関係書類や、岡本吉司氏の証言にごさいます未処理金にかかわる事項を記載しているノート等関係書類について執行機関や関係者に対して提出を求める議決を行っております。

以上で、閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

藤井本議長 最後に、議会改革特別委員会の審査状況について報告を願います。

1番、杉本訓規君。

杉本議会改革特別委員長 改めましておはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

委員会につきましては、1月22日に開催し、議会改革に関する事項等についてと題し、委員会協議会のあり方や、理事者側と事前に打ち合わせを行うことのある方について、また今後の議会改革特別委員会で取り上げていくテーマについて協議を行っております。

まず、委員会協議会のあり方については協議した結果、協議会を開催することは委員会運営をスムーズに運ぶために必要である一方、その開催頻度については、必要最小限にとどめ、協議会を多用することは控えるべきであるということ、委員間の認識を再共有いたしました。

また、委員からは協議会の中で行った議論も、その後の委員会の中で協議会の要点などできるだけ報告を行うなど、ある程度市民の皆様にも協議会の内容を報告するように努めるべきであるといった意見もございました。

次に、理事者側と事前に打ち合わせを行うことのある方については、一般質問の事前打ち合わせを含めた今後の方向性などをご協議いただいております。共通しておりますのは、一般質問の前に行う打ち合わせなど、議員主導で政策論議を行う性質上、打ち合わせを行うことも必要な場合もあるということでしたが、各委員からは、打ち合わせも過度のものは慎むべきであるという意見や、調査に必要であれば議員活動の一環として職員に対して聞き取り

をすることもあり得るという意見、またその場合も誤解や疑いを持たれることのないようにするべきだという意見などがございました。

最後に議会改革特別委員会で取り上げていくテーマについては、委員各位からさまざまな意見をいただいております。いただいたご意見を踏まえながら、引き続き委員会で取り上げていくテーマについて協議してまいります。

以上で、閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

藤井本議長 閉会中に開催されました委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております5件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上で報告は終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成31年第1回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより市政の推進に関しまして多大なるご協力をいただいておりますことに、心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、報告案件が1件、承認案件が1件、条例改正や規約変更のほか一般会計及び特別会計におけます平成30年度補正予算、並びに平成31年度当初予算などが25件、合計27件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

市民皆様一人一人にとりましての住みよいまちづくりの実現に向け、市役所職員全員が一丸となって葛城市の更なる発展のため鋭意努力してまいりたい決意でございます。平成31年度の施政方針におきまして、市長としての私の所信を申し述べたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤井本議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、西井覚君、13番、吉村優子君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 おはようございます。平成31年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月25日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から平成31年度の施政方針がございます。

次に日程第4、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により、質疑のみを行います。

次に日程第5、承認第1号につきましては、専決処分の承認でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に日程第6、議第1号から日程第14、議第9号までの条例及び規約の一部改正9議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し審査を願います。総務建設常任委員会には議第1号から議第3号までの3議案を、厚生文教常任委員会には、議第4号から議第9号までの6議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に日程第15、議第10号から日程第20、議第15号までの平成30年度各会計補正予算6議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し審査願います。総務建設常任委員会には議第10号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第10号の関係部分及び議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、並びに議第15号をそれぞれ付託し審査願います。

次に、日程第21、議第16号から日程第30、議第25号までの新年度予算10議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名とし、委員は各常任委員会より4名ずつ会派の調整等を図って選出を願います。以上で1日目は散会いたします。

なお、今回提出されております議会委員会条例の一部改正の議員提出議案、及び未処理金調査特別委員会の平成31年度調査経費に関する決議案につきましては、定例会最終日に議案を配付し、付託議案の採決終了後、1議案ごとに上程しその内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続いて、会議日程及び会期についてはお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月7日から27日までの21日間とし、11日午前10時より本会議、一般質問を行います。12日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。13日午前9時30分より総務建設常任委員会、14日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査について、審査をお願いいたします。18日、19日は午後1時から、20日、22日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。25日、26日は予備日とし、27日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告願ひ、質疑、討論の後、採決まで行い、そして、先ほど申し上げました議員提

出議案の審議を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり5件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて、1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含みません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

藤井本議長 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日7日から27日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日7日から27日までの21日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より平成31年度施政方針を受けます。

阿古市長。

阿古市長 本日、平成31年第1回葛城市議会定例会の開催に当たりまして、議員の皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力をいただいておりますことに、衷心より感謝申し上げます。

ここに、新年度の当初予算案初め、重要案件のご審議をお願いするわけでございますが、市政に取り組む私の所信をまず申し述べ、議員の皆様並びに市民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

今年は新元号が公布、施行される歴史的な年でございます。また、葛城市が誕生して15年目を迎える節目の年でもございます。本市の人口は現在約3万7,400人であり、この15年間で約1,800人増加いたしました。増加の理由として考えられますのは、まず大阪市内まで電車ならわずか30分ほどで行けるアクセス面のよさ、また住宅の取得しやすい立地環境にある点です。加えて、旧町の庁舎を初め、教育・福祉施設等を残して合併前のサービス水準を維持し、近隣自治体に比べ行政、教育、福祉サービスが充実している点が考えられます。これらの理由から子育て世帯を中心とした他自治体からの転入者の増加が、ほかに余り類を見な

い人口増につながっていると思われます。ただ、これから先もあらゆる世代の市民の皆様が安心して暮らせる行政サービスを提供していくためには、独自財源である税収を安定的に確保して財政の健全性を維持していく必要がございます。その点で人口の増加が不可欠であり、人口5万人を目指すことができる立地条件に恵まれた地域であることを踏まえ、今後も定住人口の増加、特に働く世代である生産年齢人口の増加が図れるよう、子育てしやすい環境づくりになお一層注力してまいります。

また、国におきまして平成31年10月から、幼児教育・保育の無償化の方針が示されました。これにより、子どもを預けて働く人の増加が見込まれ、保育所（園）幼稚園への入所、入園希望者の増加が予想されることから、本市では保護者のニーズに合った保育サービスの充実を図り、待機児童解消に向けた保育士の確保に努め、施設の建設計画等についても検討してまいります。

人口の増加を目指すためには、市内における働く場所の確保も重要となってまいります。そのために、豊かな自然環境を生かした農業振興とともに、歴史遺産を活用した滞在型の観光振興と連動しての宿泊施設誘致等による雇用創出も積極的に取り組んでまいります。

次に、市の防災、減災対策について述べさせていただきます。平成30年は西日本を中心に甚大な被害をもたらした豪雨災害や近年では、熊本、大阪、北海道と全国各地で地震が相次いで発生し、いつこの地域において豪雨災害、大地震が発生しても不思議ではない状況でございます。現に本市も平成30年の台風21号により被災し、被害箇所への復旧作業に全力を傾けているところでございます。このような災害から、市民の皆様のご大切な生命、身体及び財産を保護するために、常に緊張感を持って防災、減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

それでは、新年度の主要な施策の概要につきましてご説明申し上げます。

1、調和・共助～多種多様な価値観が共存するまち～。

（1）市民みんなが活躍できる社会の構築。

在宅医療・介護連携推進事業。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたり続けていくことができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供すべく、医療介護関係者の顔の見える関係づくりを目指した研修会の開催や、病院から在宅等へのスムーズな支援を行う入退院調整ルールづくり事業への取り組みを充実させてまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業。効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態等の高齢者の自立促進や、重度化予防を一層推進してまいります。また、一般介護予防事業におきましては、介護予防リーダーの育成を図り、地域での通いの場になる自主運動教室の継続支援や立ち上げを支援するなど、いつまでも健康で生き生きとした暮らしが続けられることを目的とした事業を展開してまいります。

ふれあい収集事業。高齢または心身障害等の理由により、家庭ごみ及び資源ごみをごみ集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象として、市が戸別に訪問してごみを収集する、ふれあい収集を実施することにより、これらの世帯の生活環境の保全及び福祉の増進を図る

てまいります。

障がい者福祉の充実。障がい者福祉につきましては、障がい者がみずから望む地域生活を営めるよう、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、生活と就労に係る支援の一層の充実を図るとともに、高齢障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう引き続き取り組んでまいります。あわせて、障がい児福祉につきましても、児童福祉法に基づき、障がい児支援の多様なニーズにきめ細かく対応すべく、サービスの質の確保、向上に向けた体制構築に引き続き取り組んでまいります。今後も市民の皆様にご正確な情報を迅速に提供するとともに、障がいの有無によって分け隔てされることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、きめ細かな相談、支援の充実を図り、関係機関、サービス事業所等の連携を強化し適切な支援につながるよう努めてまいります。

インクルーシブ教育システム推進事業。特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援を行う体制を整えることを目的に、幼児健診時の心理士による相談及び保育所（園）幼稚園、小学校、中学校における巡回相談の充実を図るとともに、子ども・若者支援地域協議会を活用した教育、保健、医療、福祉、労働部局等の関係機関が連携して支援を行う仕組みづくりを構築してまいります。また、未就園児を対象に実施してまいりました療育教室を、新年度からは、保育所（園）幼稚園に在籍している幼児にまで対象者を拡大し、小学校の特別支援教育につなげてまいります。この流れをスムーズに進めるため、平成30年度作成いたしました、子どもの特性や支援内容等をまとめた、かつらぎつながるブック、サポートブックを活用し、本事業の普及と実施に注力してまいります。

男女共同参画事業の推進。男女共同参画社会の実現に向けては、性別にとらわれず、一人一人の個性が輝く、男女共同参画のまち・かつらぎを、目指す姿として推進してまいりましたが、今もなお性別役割分担意識や、配偶者等からの暴力などの課題が残っております。平成30年度に策定いたしました、第2次葛城市男女共同参画基本計画では、葛城市女性活躍推進計画及び葛城市DV防止基本計画を内包し、男だから、女だからという考えに縛られず一人一人の人権を尊重し合いながら、誰もが輝いて生き生きと暮らせることができる社会づくりに向けた取り組みを推進してまいります。

生活困窮者等への支援。生活困窮者等の働きたくても働けない、住む場所がないなどの相談に、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、包括的に対応するとともに、個々の状況に合わせた支援プランを作成し、ほかの関係機関と連携して自立までを継続的に支えてまいります。また、社会とのかかわりに不安があるなど、直ちに就労が困難な方に対しましては、一般就労に向けた計画的かつ一貫して実施される、基礎能力形成段階からの支援に引き続き取り組んでまいります。

合同企業説明会。就労支援策として、働きたい人が働けるまちづくりを実現するため、企業、事業所と求職者のマッチングの場を創出することを目的に、合同企業説明会を開催いたします。各企業の担当者から、求職者に企業情報や業務内容の説明を直接行っていただくことで、就労内容をより理解願うことができ、就業後のミスマッチングを減少させるなど、職

場への定着率の向上を図ってまいります。同時に、関係機関による個別相談も実施し、求職者の支援を行ってまいります。なお、求職者には職種や勤務体系等についての選択肢の増加が、企業におきましてはよりよい人材の確保が図れるよう、近隣市と共同開催してまいります。

(2) 豊かな自然の保全・継承。

ごみの減量化・リサイクルの推進。新クリーンセンターの稼働開始から2年が経過いたしました。稼働開始と同時に始めましたプラスチック製容器包装の分別も、市民の皆様のご協力で順調に進んでおります。今後ごみの減量化・リサイクルの推進という目的を達成するため、更なるごみの減量、リサイクル率の向上を目指してまいります。

美しいまちづくりの推進。生活環境を保全し、美しいまちづくりを推進するために、違反簡易広告物追放推進団体等による、貼り紙等の違反広告物の除去活動を推進いたします。また、引き続き市内一斉清掃等を支援するとともに、各地域の環境委員のご協力により、不法投棄の監視体制を強化してまいります。

各種森林、林業施策。森林環境税事業による、施業放置林整備事業、獣害に強い里山づくり事業を実施し、森林の保全と野生獣による農作物の被害防止に引き続き努めてまいります。次に、森林環境譲与税事業によるナラ枯れ被害防除事業といたしまして、被害木の伐倒駆除を行い、ナラ枯れの拡大防止に取り組んでまいります。また、乳幼児から木に接し、自然素材を感じ、豊かな心を育む木育推進事業について、吉野町と相互連携協定を結んでおり、引き続き取り組みを実施いたします。

景観計画策定事業。本市山麓部には歴史文化遺産や、良好な田園農村風景等の景観資産が多数存在し、葛城市都市計画マスタープランでは、山麓景観保全誘導ゾーンとして位置づけ、その保全を図ることとしております。その実現に向け、本市の特性に応じた葛城市景観計画を新年度に作成いたします。主な内容といたしましては、平成30年度に検討いたしました良好な景観の形成に関する方針をもとに、建築行為等を行う場合の形態、または色彩その他の意匠、建築物、工作物の高さの高度制限、最高限度等の制限について検討、検証をいたします。

吸収源対策公園緑地事業。葛城市緑の基本計画における総合的な緑地の配置計画に基づき、計画的な公園整備を行うことにより、市民の皆さんにとって潤いのある生活環境づくりを進めるとともに、地域のコミュニケーションの場を創出する事業を引き続き実施してまいります。また、しあわせの森公園につきましても、引き続き彩りのある植栽を行い、市民の皆様や来訪者の方々の憩いの場として整備してまいります。

公園施設長寿命化対策支援事業。都市公園施設の老朽化に伴う更新費用が今後増大し、市の財政を圧迫することが予想されることから、公園施設長寿命化計画に基づき施設の更新等を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、適正管理により公園利用者の安全・安心を確保してまいります。

再生可能エネルギーの利活用。新エネルギー等システム設置補助事業といたしまして、住宅用太陽光発電システム並びに家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの設置に対し

て、引き続き補助を行ってまいります。

次に、公用車の購入、更新時において電気自動車等の低公害車や低燃費車の選定を検討し、燃料使用量並びに二酸化炭素排出の削減を目指してまいります。また、災害時には、電気自動車の蓄電池を広域避難所である公共施設において非常用電源として使用できるシステムづくりを、再生可能エネルギー設備の導入とともに研究してまいります。

(3) 歴史・文化と調和的な地域づくり。

歴史や文化の保護・活用。歴史文化遺産を守り、後世に伝えるため、市内各所の国宝、重要文化財等の指定文化財の保存修理等に関する事業助成や、史跡地の緑化環境保全、市内遺跡の発掘調査、當麻寺二十五菩薩来迎会の調査等を実施してまいります。また、春季企画展として、「発掘葛城山麓の古墳」と題する展示会を開催いたします。市内には屋敷山古墳を初め、有名な古墳が数多く存在し、幾つかの古墳については発掘調査により、すぐれた出土資料が発見されております。今回は県の関係機関と共働して、これらのすぐれた資料を一堂に集めた展示をいたしますので、ぜひともこの機会にごらんいただけたらと存じます。さらに、秋季特別展として、「竹内街道と磯長谷の王墓」と題する展示会を開催いたします。鳥谷口古墳など、市内の終末期古墳と竹内街道を介してつながる河内地域の同時期の古墳を取り上げ、今から1400年前に街道の東西でどのような交流があったのかを考え、その成果を市民の皆様にご紹介してまいります。

葛城市空き家等対策実施支援業務委託事業。国の地方創生推進交付金事業を利用して平成29年度に空き家実態調査を実施し、平成30年度は空き家の所有者に対し、利活用を含む意向調査を実施いたしました。新年度は空き家等のデータバンクの整備を行うとともに、空き家データバンクの運営及び空き家の相談に関する業務を委託するため、所要の予算を計上しております。また、地域における生活環境に深刻な悪影響を及ぼしかねない空き家につきましては、空き家予備軍も含めて、地域課題に応じた利活用を促す仕組みを検討してまいります。

すむなら葛城市住宅取得補助事業。国内の多くの自治体で人口減少が進む現在、本市では人口が増加しており、とりわけ人口構成で15歳未満の人口が増加しているのが特徴でございます。今後も人口の安定した増加を維持していくため、引き続き、すむなら葛城市住宅取得補助事業を実施してまいります。

2、壮健・学習～心と体が健やかに育まれるまち～。

(1) 誰もが生涯健康で過ごせるまちづくり。

各種検診の実施。現在2人に1人ががんと発症すると言われております。また、1番の死亡原因もがんで、昔は不治の病と言われておりましたが、しかし今では早期発見、早期治療により完治できる病気となりつつあり、市民の皆様のがんを早期発見していただけるよう、医療機関での個別がん検診や、特定健康診査と同時に実施する集団セットけんしんを引き続き実施してまいります。集団セットけんしんにつきましては、今後も休日実施や、託児できる日を設けるなど受診しやすい体制を工夫してまいります。加えて、がん検診対象者への勧奨、再勧奨を積極的に実施して、受診者の増加を目指し、がんで亡くなることの予防につなげてまいります。また、生活習慣病を原因とする死亡者が、がんによる死亡を除く死亡者全

体の3分の1と言われております。その予防のため、集団・個別特定健康診査を実施しており、市民の皆様の高い関心もあり、年々受診者が増加しております。なお、この健診で見つかった生活習慣病のリスクが高い方に対しましては、今後も健康教育、運動教室、健康相談等の支援を行ってまいります。

食育、食に対する安心感の向上と推進。食は子どもの健康増進はもとより、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために極めて重要なものでございます。そして、健康な心と体を育てるためには、食育を通じた望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、子どもたちが他者と食べる喜びや、楽しさを味わいさまざまな食べ物への興味や関心を持ち、食の大切さに気づき、進んで食べようとする気持ちが育つよう、保育所の特性を生かした食に関する取り組みを、保護者等と連携も図りながら積極的に進めてまいります。また、公立保育所に管理栄養士を引き続き配置し、調理員との連携のもと、体調不良や食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じた適切な対応を図り、安心・安全を最優先とした食育の環境整備に努めてまいります。

免疫消失者に対する再接種助成事業。骨髄移植手術等を受けられた子どもを持つご家庭では、長期に及ぶ入院等で医療費が高額となり、その一方で看病のため保護者の就業が制限され、経済的にも精神的にも非常に苦しい状況に置かれている方がおられます。さらに、手術等により既に接種された予防接種の抗体が消失し、再度自費で接種する必要が生じる場合もございます。そこで、そのような場合に予防接種の再接種費用を助成することで、ご家庭の経済的、精神的負担の軽減を図ってまいります。

生活支援体制整備事業。互助を基本とした高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的として、市内に生活支援コーディネーター、地域支え合い推進委員を配置しております。また、市内全域を対象とした第1層協議体、中学校区ごとに第2層協議体を設置し、葛城市社会福祉協議会とともに地域での支え合い、助け合いを目的としたワークショップの開催と連動させながら高齢者の社会参加や生活支援サービスの充実、介護予防の推進等を図ってまいります。

一般不妊治療費助成事業。子どもを望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれず、不妊治療を受けられる方が増加しております。その際の経済的なご負担を軽減するために一般不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、今まで把握できていなかった不妊に悩まれるご夫婦の心のケアについても取り組み、少子化対策の充実を図ってまいります。

乳幼児等医療費助成事業。乳幼児等医療費助成につきましては、これまで子どもの健やかな成長と福祉の増進を図るとともに、子育て家庭への経済的支援を目的として、出生から中学卒業までの子どもの医療費助成を実施してまいりました。新年度からは、対象年齢を18歳にまで引き上げ、制度の更なる充実に取り組んでまいります。また、未就学児の場合はこれまで自動償還方式を採用していたため、医療費を一旦全額医療機関窓口でお支払いいただく必要がございました。しかし、平成31年8月からは、現物給付方式を採用することにより、自己負担金のみお支払いいただく形となり、一時的な支出が減ることで子育て家庭への経済的支援の一助になるものと考えます。なお、ひとり親家庭、未熟児医療を含む子育て家庭へ

の医療費助成につきましても引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療制度。国民健康保険につきましては、国民皆保険の中核として、市民の皆様の医療確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりましたが、被保険者の高齢化や医療費の増加、保険税収入の減少等により、厳しい財政運営が続いております。このような状況のもと、平成30年度からは都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保について、中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定を図ることになりました。大きな枠組みは県単位となりましたが、国民健康保険税の賦課徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業等の皆様に身近な業務につきましては、引き続き市町村が主体となり担ってまいります。保健事業におきましては、現在、生活習慣病の早期発見、重症化の予防、改善を図ることを目的として、特定健康診査、特定保健指導に取り組んでおります。新年度も第3期葛城市特定健康審査等実施計画、第2期葛城市国民健康保険健康事業実施計画に沿って、受診勧奨事業や節目年齢対象者への無料クーポン券の交付等により、受診率の向上に努め市民の皆様の健康というかけがえのない財産を守ることに、医療費の適正化を図りつつ国民健康保険の安定した運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年の制度発足以来、奈良県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者の皆様が適切な医療サービスを受けることができるよう努めております。一方、高齢者の医療費が増加していることなどに鑑み、健康維持や疾病の早期発見、早期治療のため、健康診査などの保健事業を積極的に行いながら、制度の円滑、適正な運営が継続できるよう取り組んでまいります。

体育施設の整備事業。第50回全国中学校サッカー大会が、平成31年8月19日から8月24日まで奈良県で開催されます。そのうち、8月20日の1回戦から23日の準決勝までの計10試合が新庄第1健民運動場及び新町公園球技場で開催されます。現在、各地区大会を勝ち抜いた32チームが最高のピッチ状態で競技できるよう、最新の芝刈り機等を購入し、委託業者との調整を図りながら準備を進めております。また、開催後も利用者の皆様に喜んでいただけるよう、引き続き芝生管理に努めてまいります。

また、夏季の熱中症対策といたしまして、市民各体育館に、スポット式空調機器を設置し、利用者の安全確保と体力づくりをサポートしてまいります。

(2) 教育・学習による未来の市民づくり。

こども未来創造部の新設。新年度から保健福祉部より、子育て福祉課とこども・若者サポートセンターを分離し、こども未来創造部を新設いたします。これに伴い、保健福祉部は市民の健康と福祉に特化した部に、こども未来創造部は子ども・若者部門に特化した部になります。新元号が施行される新年度を、本市では子どもと若者の支援元年と位置づけ、葛城市の未来を担う子どもと若者に対し、より深くきめ細かなサービスが迅速に提供できるよう注力してまいります。

子ども・若者支援事業。妊娠期からおおむね40歳までの方を対象に、子育て全般、不登校、ニート、ひきこもりなど、社会的に困難を有する子ども、若者を支援するため、ワンストップ

プ総合相談窓口と切れ目のない支援及び情報の一元管理を引き続いて行ってまいります。また、平成30年度に導入いたしました相談システムを活用し、事務の効率化を図るとともに情報の迅速な有効活用を行ってまいります。さらに、子育てが困難な状況にある方には、要保護児童対策調整機関として関係機関が連携し、子どもの健全育成を図る支援を行うとともに、新年度からは子育て福祉課、健康増進課等と協働し、子ども家庭総合支援拠点としての体制を確立し活動してまいります。これからも健やかな子育てができるよう、研修会の開催や市民の皆様との対話を深め、子育てしやすい地域づくりについて検討し、ボランティアの育成や、子育てに同じ悩みを持つ親の会をつくり、子育ての負担軽減にも注力してまいります。

地域で支える子育て。子ども・子育て新支援制度のもと、平成27年4月から葛城市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育、保育、地域の子育て支援の充実を図りながら、子どもと子育て家庭を市全体で支援する環境整備を進めてまいりました。新年度は第2期の計画に向けた計画策定の年となるため、まずは多様化する保育ニーズを的確に把握すべく調査を実施し、その結果を当該計画に反映させていこうと考えております。

子育て支援センター事業につきましては、つどいの広場、おでかけ広場、年齢別つどいを通じて子育て中の親子の居場所と、子育てに必要な情報を提供し、悩みを気軽に相談できる体制を整えながら子育て不安解消のための支援を行ってまいります。加えて、子育てサークルの育成など子育て中の親のネットワークづくりを支援してまいります。また、初めての育児に対する不安の軽減を目的とした親子の絆づくりプログラムを活用し、子育ての孤立、虐待予防につなげてまいります。今後も地域の民生委員の皆様を初め、子育て支援ボランティア、ファミリーサポート、援助会員の方々などのご協力を得ながら、地域ぐるみで子育てを応援し見守っていただけるよう啓発をしてまいります。

保育所事業。公立保育所の入所につきましては、例年以上の申し込みをいただいているため、新年度からは定員の弾力化を図ってまいります。また、全国的に待機児童解消に向けて保育士の確保が喫緊の課題となっている中、本市につきましても保育士の確保が切実な課題となっております。今後も、本市で雇用中の保育士に対する安定雇用を進めるとともに、新規の保育士の獲得につながる魅力ある職場環境づくりに努めてまいります。加えて、公立保育所と私立保育園との連携を従来にも増して図り、保育の質の向上と充実を一層図ってまいります。さらに、一時預かり事業、延長保育事業や、大和高田市と利用協定をしている病児保育事業等、保護者のニーズに合った保育サービスにつきましても引き続き実施してまいります。

学童保育事業。学童保育事業につきましては、平成30年度から建設を進めておりました160人規模の磐城小学校区学童保育所がこの3月末に完成いたしますので、新年度より新たな施設をご利用いただけるようになりました。また、学童保育所の入所につきましては、例年になく多くの申し込みをいただいております。今後も放課後の子どもたちが支援員、補助員とともに安心して過ごせる生活の場を提供し、健全な育成が図れるよう引き続き学童保育の環境づくりに努めてまいります。なお、シルバー人材センターの方々との世代間交流もこれまで同様

大切にしていきたいと考えております。

妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査等。妊娠中は歯周病を引き起こしやすい状況にあります。歯周病に罹患している妊婦は、そうでない妊婦より早産になりやすいと言われることから、妊婦歯科健康診査を引き続き実施し、妊婦健康診査とともに妊婦へのサポートをより手厚く実施してまいります。また、平成29年度から全ての保育所（園）公立幼稚園において実施しておりますフッ化物洗口を引き続き実施し、幼児の虫歯予防を一層推進してまいります。さらに、出産前の両親教室、出産前後の助産師、保健師、管理栄養士による戸別訪問事業、乳幼児の健康診査等の切れ目のない取り組みにより、安心できる子育て支援を実施してまいります。

小中学校・幼稚園各所工事。児童生徒の健康維持と、学習に集中できるため、環境整備の一環といたしまして、まずは小学校において、順次洋式化を含めたトイレ改修を実施いたします。また、幼稚園児が安心・安全で伸び伸びと過ごすことができるよう、磐城小学校附属幼稚園におきまして、耐震対策を含む全面改修工事を、新年度から平成32年度までの2カ年で実施いたします。さらに、熱中症対策を目的として市内小学校、中学校の各体育館にスポット式空調機器を設置し、安心、快適な環境のもとで学習活動ができるよう、学校、幼稚園施設の整備、充実を年次計画的に進めてまいります。

学校・地域パートナーシップ事業。学校教育の充実と地域家庭の教育力向上を図るため、市内各小学校、中学校に、学校支援地域コーディネーターを配置するとともに、PTAや学校支援ボランティアの皆様のご協力を得ながら、環境整備支援活動などを中心に引き続き実施してまいります。

外国語教育の充実。グローバル化が急速に進展し、外国語によるコミュニケーション能力の重要性が日々高まる中、平成32年度から小学校で全面実施となる新学習指導要領では、高学年で英語が教科化され、中学年でも外国語活動が実施されます。本市では従前から外国語教育の重要性に鑑み、幼稚園、小学校、中学校において、外国語指導助手、ALTを活用した積極的かつ体験的な外国語教育を行ってまいりました。新年度は国の動きに先駆け、小学校での外国語の授業時数拡充と、外国語指導助手の増員を行い、より充実した外国語教育を通して未来社会に向けた英語力を養ってまいります。

小学生スポーツ教室委託事業。JFA心のプロジェクト。JFA心のプロジェクトは、日本サッカー協会が実施している事業で、サッカー界だけではなく、ほかのスポーツのトップアスリートとの交流を通して、子どもたちの心身の健全な発達に貢献していくプロジェクトで、「ドリーム～夢があるから強くなる～」をスローガンに掲げ、夢の教室をテーマに各小学校の5年生を対象として実施されております。本市でのこのプロジェクトの意義を踏まえ、引き続き市内小学校の5年生を対象に、夢を持つこと、それに向かって努力することの大切さ、仲間と協力することや助け合うことの重要性などを、夢の教室を通じて伝えてまいります。

プログラミング教育開始に向けたタブレット端末と教材研究の実施。平成32年度から、小学校で全面実施となる新学習指導要領では、新たにプログラミング教育が盛り込まれており

ます。これは、プログラミング的思考力を養うことに加え、気づかないうちに身近な存在となっているプログラミングや、情報機器、それらの成り立ちや適切な活用方法等について学習することも目的とされております。昨今、プログラミングをもとに動作する機械によってつくられたものが身の回りにあふれ、スマートフォンやタブレット端末などの情報機器が当たり前のよう存在するようになりました。これらについて学習することは、今後ますます複雑化していく情報化社会を生きる子どもたちにとって非常に重要であると考えております。そのために、教育現場におけるプログラミング教育の教材研究やタブレット端末の効果的な活用方法の研究を進めてまいります。

学校給食事業。給食の食材費購入助成を引き続き行いながら、安心・安全を第一に考え調理や献立に工夫をこらし、栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供してまいります。また、本年1月から米飯給食には葛城市産ヒノヒカリを使用するほか、地元の新鮮な野菜等を積極的に取り入れながら、郷土料理の発掘と提供に努め、地域の自然、文化や産業等に関する理解と生産者の努力や食に関する感謝の念が育まれる、学校給食事業を進めてまいります。これからも多くの子どもたちが給食を食べられるよう、アレルギーにも対応したおいしい給食を提供してまいります。

(3) 生涯学習による豊かな心の涵養。

学術、文化活動の振興。中央公民館、當麻文化会館におきましては、教育、学術、文化向上のため、教室、講座を開催し、市民の皆様への学習活動を支援するとともに、仲間づくりなど交流の機会を提供してまいります。また、身近な地域分館などにおいて、市民の皆様が多様な学びを通して交流を深め、活動の輪を広げていただけるよう、移動講座を開催いたします。あわせて、学習拠点でもある中央公民館におきましては、利用者の方々に安全・安心かつ快適に学んでいただけるよう、平成30年度に実施した耐震診断の結果に基づき、耐震改修の設計を行うとともに、トイレの洋式化及び空調設備の改修工事を進めてまいります。

生涯学習まちづくり推進大会。住みなれたまちで生涯を自分らしく心豊かに過ごすため、郷土の歴史や生活様式を受け継ぎながら、地域ぐるみで新しい時代に即した文化を創造していくコミュニティ活動の発表の場として、引き続き生涯学習まちづくり推進大会を開催いたします。

文化会館におけるイベント。新庄文化会館では、幅広い世代の方々に芸術、文化に触れていただく機会を提供することを目的として、コンサートや著名人の講演会など、さまざまな分野の催しを企画しております。加えて、毎年恒例の市民劇団風塾定期公演や、ステージオペレータークラブ共催のJポップのど自慢大会も企画しております。當麻文化会館では、映画鑑賞会、夕涼みコンサート、クリスマスコンサート並びに市民劇団くすのき定期公演を企画しております。また、新年度には芸術文化の向上を目指す取り組みといたしまして、シルバーバンドフェスティバルを企画しております。これは長年音楽活動にいそしみ、音楽に親しんでこられた方々の祭典であり、舞台裏方を体験された市民の方々にもご参加していただく、新たな交流の場を創造してまいります。

3、活力・安全～にぎわいあふれる安心なまち～。

(1) 住みよいまちを支える社会基盤の実現。

ぐるっとかつらぎコミュニティバス事業、路線デマンド型乗り合いタクシー方式の導入。平成28年2月にコミュニティバスの運行を開始して3年が経過いたしました。現在、これまでの利用状況や市民向けアンケート調査結果を踏まえ、コミュニティバスの運行ルートや運用形態の見直しを葛城市地域公共交通活性化協議会において行っております。また、平成31年10月からは、路線デマンド型乗り合いタクシーの導入も視野に入れており、地域の実態に合わせた市民の皆様にとって、より便利で効率のよい運行のあり方を構築してまいります。

尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業。尺土駅前周辺整備事業につきましては、近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづくりの重点施策として位置づけ、駅前広場、立体横断施設等を整備することにより、駅利用者を初め、市民の皆様の円滑な移動と安全の確保のため、早期の事業完了を目指し引き続き事業を推進してまいります。国鉄・坊城線整備事業につきましても、市民の皆様の円滑で安全な移動を確保するため、JR大和新庄駅北側の架道橋拡幅工事の早期の事業完了を目指し、引き続き事業を推進してまいります。

社会資本道路改良事業。市道葛城川東側線は、県道樫原・新庄線と市道忍海・柳原本線を結び、本市の工業地域における人や物の流れを支えるために重要な路線であるため、引き続き当該区間の道路拡幅や歩道設置を順次進めてまいります。

橋りょう定期点検事業、道路新設改良事業。道路橋、横断歩道橋等の定期点検義務化に伴い、平成27年度から実施しております橋りょう定期点検事業に基づき、新年度に橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、橋りょうの計画的な維持管理に取り組んでまいります。なお、橋りょう定期点検事業の調査により危険度判定が3判定となった橋りょうにつきましては、早期の修繕実施に努めてまいります。また、道路新設改良事業や道路維持事業を適切に実施することにより、市内の道路インフラを良好な状態に常時保ち、市民の皆様の安全を確保してまいります。

上下水道事業。水道事業につきましては、引き続き原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただきながら、県営水道から100万トンの受水を行い、水質の安全対策を万全にしつつ、安定供給を確保してまいります。また、各浄水場の設備更新を引き続き行うとともに、管路の老朽化による漏水、にごり水対策として耐震管への布設替えを計画的に進め、新年度には地震等の災害時における給水拠点として、耐震性緊急貯水槽の設置を推進してまいります。あわせて、平成30年度に策定した新水道ビジョンに基づき、中長期的な投資計画と将来の損益収支予測を行った上で経営基盤の強化を図り、安定した水道事業の運営に努めてまいります。下水道事業につきましては、一部地区の管渠布設工事、管渠更生工事を引き続き実施するとともに、水洗化の普及促進及び環境衛生の向上に努めてまいります。また、平成32年度に予定している地方公営企業法の適用に向けた準備を遅滞なく進めるとともに、将来にわたっての安定的な下水道事業の継続に努めてまいります。

(2) 産業振興による地域の稼ぐ力の向上。

各種農業施策。農業施策につきましては、農林水産業・地域の活力創造プランや農業の有

する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、日本型直接支払制度として、農地資源向上活動を実施し、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。また、葛城山麓地域7大字では、葛城山麓地域協議会として農村資源を活用した地域づくり事業に取り組んでいただいております。地域農業のあり方の検討を進め、地域営農の活性化と地域間相互の豊かな潤いのある生活設計を目指してまいります。加えて、葛城山麓ウォークを引き続き開催し、各大字で収穫された農産物や食品の販売などを通じて、ウォーク参加者とふれあい、今後も地域の活性化を図るとともに、各大字と相互協力しながら新しい農産品等の地域ブランドの構築に向け取り組んでまいります。

兼業・専業農家育成事業では、大和かつらぎ就農塾において、平成30年度から専業農家の育成だけではなく、兼業農家へも募集の範囲を広げ、兼業・専業農家の育成や支援を行ってまいりましたが、平成31年度も継続をいたします。

土地改良事業では、農地耕作条件改善事業、土地改良施設維持管理適正化事業、水と農地活用促進事業を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

ゆめフェスタ in 葛城。ゆめフェスタ in 葛城では、市民の皆様に交流の場を提供し市内商工業、観光、農林業を初め、健康づくりも加えて一体化されることで、より魅力ある元気なまちづくりの推進を目的として、引き続き実施してまいります。

企業・宿泊施設誘致。企業誘致につきましては、工業系ゾーンとして設置されている薑・新町地区において、県との連携を更に深めながら、優良企業等の誘致、受け入れを優先的にを行い、ほかの地域につきましても、地域振興産業の受け入れを関係機関のご協力をいただきながら、推進してまいります。また、宿泊施設につきましては、観光振興、雇用機会の創出、経済の活性化を図るために積極的に誘致活動を行ってまいります。

中小企業資金融資制度・商工会補助金等。中小企業等の事業者にとりましては、人手不足等に対応した事業基盤を構築することが喫緊の課題となっており、中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、創業支援資金を引き続き実施し、経営の安定化を図ることで、地域経済の振興を図ってまいります。また、保証協会や金融機関から経済状況等の情報収集を行い、更なる利用者の拡大を図れるよう検討してまいります。さらに、本市の創業者支援事業計画において、特定支援事業者に位置づけられております、商工会の連携も密にしながら商工業者を支援してまいります。

相撲館事業。インバウンド政策としてほかの観光地と差別化を図ることを目指し、相撲発祥の地、葛城市として、ほかにはないオリジナルなおもてなしで誘客に努め、国内はもとより、海外にもその文化遺産を積極的に発信してまいります。また、平成30年度に制作いたしました、国技である相撲の魅力を盛り込んだ多言語対応の映像を有効に活用することで、相撲館の来館者の増加を引き続き目指してまいります。

近接地域との観光施策の連携。近隣地域との観光施策の連携といたしまして、近隣5市町で構成される葛城地域観光協議会、相撲発祥の地である3市で構成される大和まほろば相撲連絡協議会、和歌山県を含むダイヤモンドトレール活性化実行委員会の関係自治体とともに、PR活動を行ってまいります。

市内観光地周遊ルート整備事業。市内には里山の自然や田園、歴史が織りなす良好な景観、古くから受け継がれる豊かな歴史遺産や史跡が数多く存在いたします。これらを市民の皆様はもとより、本市を訪れる皆様に徒歩や自転車で楽しんでいただくため、平成30年度の現地調査をもとに、ストーリーと持続性を持ったモデルコースについて分析し、来訪者、旅行代理店に対するニーズ調査を実施し、滞在型観光につなげるため、広域周遊ルートの整備を進めてまいります。

竹内街道遊歩道整備事業。1400年にわたる悠久の歴史を伝える日本最古の官道として、日本遺産に認定されました竹内街道・横大路の周辺の活性化、歴史空間の保全・創造を目的として、本市の魅力をさらに発信してまいります。また、竹内街道を安全に散策していただくために、遊歩道及び案内看板を設置し、観光資源として更なる活用を図ってまいります。

(3) 安全・安心な生活環境の整備。

自主防災組織等の強化。地域防災力の充実強化のため、平常時から災害に対処できる組織として消防団の育成を行うとともに、自然災害等に際し地域における防災リーダーとして活動していただく防災士に対する支援を引き続き行ってまいります。また、市民の皆様による自主防災活動を支援するため、防災用具や消火用具等の補助制度を引き続き実施いたします。なお、災害発生時には自主防災組織、消防団、奈良県広域消防組合、防災対策本部が一体となって被害の軽減に努めてまいります。

災害・火災等発生に対する備え。葛城市地域防災計画に基づき、市民の皆様の生命や財産を災害から守るとともに、減災の観点から関係機関との適切な役割分担や、相互の連携協力が迅速に実現できるよう訓練等を通じて確認を行ってまいります。

次に、災害応援協定の充実を図るとともに、既存木造住宅の耐震化を促す既存木造住宅耐震診断助成事業、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業を引き続き実施し、地震の発生に備えるまちづくりを目指してまいります。さらに、全世帯を対象に配布されている防災行政無線戸別受信機を通じて、市民の皆様に防災情報を確実にお伝えするとともに、火災発生時に迅速な消火、救助活動ができるよう、消火栓の設置につきましても葛城消防署や各大字と協議をしながら計画的に進めてまいります。

防災マップ整備事業。平成25年度の葛城市地域防災マップ制作後、奈良県が土砂災害警戒区域を追加指定及び平成30年度に浸水想定区域を見直したことに伴い、本市におきましても追加情報等を反映した防災マップを作成いたします。土砂災害警戒区域、浸水想定区域を中心に避難所体制、避難経路の確認や災害種別に応じた避難所の受け入れ体制の整備も図ってまいります。

消防署整備事業。平成26年度の消防広域化により、奈良県広域消防組合の1つ、消防署として運営されている葛城消防署は、本市の消防防災の中核を担い、災害時の拠点となります。しかし、現在の消防署は昭和56年建築で、老朽化が進んでいることや、活動空気を確保する必要があるため、消防署を移転して大規模災害時に南阪奈道路等を活用した近隣府県との応援・受援拠点、一次集結場所となるよう整備を検討してまいります。

消防団分団の屯所建替え事業。消防団は非常備消防としての消防活動だけではなく、災害

時には地域で救出活動等を担う組織として、現在6分団を編成しております。その分団の活動拠点として6カ所の屯所がありますが、そのうち昭和57年以前の建築で旧耐震基準に基づく建築物が4カ所、老朽化が激しい昭和62年建築の屯所が1カ所あり、順次新耐震基準に基づく防災拠点施設として整備を図ってまいります。

ため池による治水事業。近年の異常気象による集中豪雨や住宅開発等により、大規模な浸水被害が発生する危険性が高まっております。この大規模水害に備えた減災対策の一環として、本市に多数あるため池の中から効果的なものを選定し、ため池を利用した治水対策に取り組んでまいります。

農村地域防災減災事業。老朽化に伴う機能低下により、災害時に倒壊のおそれが生じている農業水利施設につきまして、被害発生を未然に防止するため、計画的に工事を進めてまいります。新年度におきましては、ため池改修1カ所、頭首工整備1カ所、及び市内ため池99カ所における浸水想定区域の解析業務を行ってまいります。

感震ブレーカーの補助事業。過去に発生した大地震における火災では、電気関係による火災が過半数を占めたという実情を踏まえ、電気火災の防止に有効な感震ブレーカーの普及啓発を図るため、感震ブレーカーを設置する世帯に対し、経費の一部を補助する制度を平成30年度から実施しております。新年度も引き続き感震ブレーカーの設置について、普及啓発を進めてまいります。

建築物耐震改修促進事業。道路沿い、特に通学路沿いの民間施設等の建築物の附帯施設、ブロック塀の撤去や改修費用の補助制度を創設することで、今後発生するとされる大地震により想定される被害の軽減を目指し、安心・安全なまちづくりを推進いたします。

児童の登下校等に伴う安全の確保。児童の登下校等の安全を確保するため、青色防犯パトロールカーによる、市内巡回を実施するとともに、交通安全母の会、交通対策協議会等の皆様による交通安全意識の啓発活動を引き続き実施してまいります。また、交通事故多発地点等の危険箇所につきましては、啓発看板の設置や交通指導員等による定期的な巡回を行い、道路の安心・安全に努めてまいります。

消費生活相談事業。架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等、複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口につきましては、御所市との広域連携を引き続き実施し、相談体制の一層の充実を図ってまいります。また、消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動を推進することにより、消費者の自主解決力の強化を図り、消費者の安心・安全を醸成できるよう、継続的に取り組んでまいります。

4、その他。

市政検討委員会の設置。平成28年度に設置した市政検討委員会では、市政全般について市長の諮問に基づき、事業の分析、検証、精査を経て問題点を提起していただいておりますが、新年度でも従前同様にお取り組みいただき、今後の市政運営の指針とさせていただきます。また、地方創生関係交付金事業につきましては、同委員会による効果測定、評価を行っていただき、行政経営の見直しを図りながら事業を進めてまいります。

友好自治体交流事業。国内友好自治体との交流につきましては、合併前に旧新庄町、旧當

麻町がそれぞれ提携を結んでおりました山形県新庄市、岡山県新庄村、北海道当麻町との間で新たな交流事業のあり方について調整を行っております。今後、それぞれのニーズに合った形で提携を結び直し、交流と友好を深めてまいりたいと考えております。

国際交流事業。市全体として国際感覚を持ち、異文化を理解した上でのコミュニケーション能力を身につけることが不可欠であるとの認識のもと、平成30年度は東アジア地方政府会合への初参加や本市への訪日教育旅行の受け入れなどを通じて外国団体との交流を築いてまいりました。引き続き、既にアプローチした団体との交流を推進しつつ、新たな団体とも交流の可能性を模索してまいります。また、2025年大阪万博の開催を見据え、国際交流活動の推進や観光インバウンドの促進などを進めていくため、国際交流員、C I R派遣の受け入れを行ってまいります。

職員研修の実施。市役所は市民の役に立つ所でございます。市民の皆様から信頼され、安心して職務を任せただけできるよう、全職員が一丸となって平成30年度から取り組んでおります。接遇マナー研修並びにコンプライアンス研修を引き続き全職員を対象に実施してまいります。接遇マナー研修につきましては、初級、入門編から中級にグレードアップして、またコンプライアンス研修につきましては、業務の標準化と共有化を目指し、職員の資質の維持向上と育成を図ってまいります。

議会の情報公開システムの充実強化。平成29年度から議会のインターネット中継を開始し、平成30年度には録画配信を始め、会議録検索システムを導入して、議会の情報公開を推進してまいりました。新年度は議会と協議しながら、これらのシステムの更なる充実強化を図ってまいります。

地方創生関係事業。新年度は、相撲と広域連携を軸にした持続的なツアー商品形成事業が3年目を迎えます。相撲館、當麻寺、竹内街道など、周辺地域の観光資源を含めた周遊ルートとしての一体的整備を軸に進めてまいります。また、葛城市総合戦略に基づいて、これまで各種地方創生関係事業を実施してまいりましたが、新年度で本総合戦略の計画期間が終了することに伴い、新たな取り組みを行うための総合戦略の見直しを検討してまいります。

葛城市住民投票条例の制定。新年度中に葛城市住民投票条例を制定し、地方自治の本旨に基づき市政運営上の重要事項について、市民の皆様意思を問うべく、住民投票制度を創設いたします。今後はこれによって示される市民の皆様意思を市政に的確に反映し、もって福祉の向上を図るとともに、市民の皆様と行政の協働によるまちづくりを一層推進いたします。

以上、市政運営に対する私の所信並びに新年度における主要な施策を中心に、その概要をご説明申し上げます。市民の皆様からお預かりした貴重な税金をどのように生かしていくか、皆様のご意見を伺いながら、知恵を絞り、創意工夫を凝らし、前例に縛られない徹底した歳出の見直し及び歳入の確保に取り組んでまいります。また、市民の皆様から信頼される市政運営を目指すため、研修などの取り組みを通して、職員一人一人の仕事に対する姿勢、意識改革、能力の向上を図ってまいります。

最後に、議員の皆様を初め、市民の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜り、計画いたしました諸

施策が円滑に推進できますよう心からお願いを申し上げまして、新年度の施政方針とさせていただきます。

藤井本議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時40分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。葛城市土地開発公社の理事長を兼ねておりますので、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきましては、私の方から説明をさせていただきます。

土地開発公社の平成31年度の予算書によりましてご説明を申し上げます。

まず初めに、第1ページでございます。第1条、平成31年度葛城市土地開発公社の予算は次に定めるところによるとなっております。第2条、収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が1,602万5,000円、収益的支出は1,580万8,000円となっております。

次に、第3条、資本的収入及び資本的支出の予算額でございますが、資本的収入が5,324万9,000円、資本的支出が6,385万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の1,060万1,000円は、損益勘定留保資金をもって補てんするものとなっております。

次に、第4条、借入金でございますが、限度額を35億円と定めております。

次に、予算内容の説明でございますが、4ページから11ページでご説明を申し上げます。

まず4ページでございます。1つ目といたしまして、取得事業明細でございますが、公有用地の取得事業といたしまして、5,000万円の枠取りをさせていただいております。取得事業合計が5,000万円でございます。次に2つ目といたしまして、売却事業明細でございますが、鈴原・二塚線道路改良事業用地といたしまして、売却原価が土地2筆、53.34平方メートルで1,570万8,000円、売却収益といたしまして1,586万5,000円でございます。売却事業合計も同額でございます。

次に、5ページをお願いいたします。資金計画でございます。まず受入資金でございますが、前期繰越金が1億1,950万7,000円、公有地取得事業収益が1,586万5,000円、事業外収益が16万円、借入金が5,324万9,000円、合計1億8,878万1,000円でございます。一方、支払資金といたしまして、公有地取得事業費が5,385万円、一般管理費が10万円、借入金償還金が1,000万円、翌年度繰越資金が1億2,483万1,000円、合計1億8,878万1,000円でございます。

次に、6ページをお開きいただきます。平成32年3月31日までの予定の損益計算書でございます。1番目の事業収益といたしましては、公有地取得事業収益が1,586万5,000円、2番

目の事業原価といたしまして公有地取得事業原価が1,570万8,000円、差引事業総収益といたしまして15万7,000円でございます。3番目の一般管理費といたしまして10万円で、事業損失として10万円でございます。4番目の事業外収益といたしまして、受取利息が1万円、雑収益が15万円、事業外収益合計が16万円でございます。事業総収益15万7,000円に事業外収益16万円を加え、事業損失10万円を差し引きしました経常利益は21万7,000円、当期純利益といたしましては、同額の21万7,000円でございます。

次に、7ページをお開き願います。平成32年3月31日の予定貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の現金及び預金が1,557万6,000円、代行用地が4億3,591万7,000円、流動資産合計4億5,149万3,000円、資産合計も同額の4億5,149万3,000円でございます。負債の部といたしまして、流動負債の未払金が0円、固定負債の借入金が3億2,676万9,000円、負債合計3億2,676万9,000円でございます。資本の部といたしまして、資本金の基本財産が500万円で資本金合計が500万円でございます。次に、準備金といたしまして、前期繰越準備金が1億1,950万7,000円、当期純利益21万7,000円、準備金合計1億1,972万4,000円、資本合計1億2,472万4,000円でございます。負債資本合計4億5,149万3,000円となり、資産合計と同額でございます。

次に、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予算額であります。附属書類の説明書をもってご説明を申し上げます。8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。初めに収入の部でございますが、公有地取得事業収益といたしまして、代行用地売却収益が1,586万5,000円、事業外収益の受取利息といたしまして1万円、雑収益といたしまして15万円、収入合計で1,602万5,000円でございます。

次に、9ページの収益的支出の部でございますが、事業原価といたしまして代行用地売却原価が1,570万8,000円、一般管理費の経費といたしまして、需用費で5万円、負担金が2万円、公租公課として3万円、経費の合計が10万円、支出合計が1,580万8,000円でございます。

次に、10ページの資本的収入及び支出予算の説明でございます。収入の部といたしまして借入金で5,324万9,000円でございます。次に、11ページの支出の部といたしまして、代行用地取得事業費が5,385万円、借入金償還額が1,000万円で、合計6,385万円でございます。

最後になりましたが、2ページの収益的収入及び支出予算でございますが、先ほどの附属書類の説明書でご説明を申し上げましたとおり、収入の部が、事業収益と事業外収益で合計1,602万5,000円、支出の部が事業原価と一般管理費で合計1,580万8,000円でございます。

次に、3ページの資本的収入及び支出予算も先ほど附属書類の説明書でご説明を申し上げましたとおり、収入の部が5,324万9,000円、支出の部が公有地取得事業費と借入金償還額で合計6,385万円でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 議長の許可を得ましたので質問を幾つかさせていただきます。

1点目です。先ほどご報告がありました報第1号、平成31年度葛城市土地開発公社予算書の4ページでございます。そこに附属書類として平成31年度葛城市土地開発公社事業計画書の(2)売却事業明細の一覧でございます、葛城市鈴原・二塚線道路改良事業の土地補償売却原価1,570万8,000円となっております。その面積、先ほどありましたけれど、2筆で53平方メートルとなっております。この内訳について、この金額の内訳についてまず1つ目お伺いいたします。

2つ目でございます。葛城市土地開発公社で、その土地について代行ということで、先行取得されたものと思っておりますが、市に売却されております。この土地購入の事業目的は何でしょうか。よろしくお願ひします。この2点について、まずご質問します。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。私、葛城市土地開発公社の副理事長を兼ねてございますので、私より1つ目の質問について答弁をさせていただきます。

本件の土地補償売却原価の内訳というところでございますが、売却事業明細の様式上、用地の売却面積と売却原価の総額のみが表記されてございます。売却原価の内容といたしましては、用地費のほかに、建物移転補償費、借家人補償費、用地測量委託料、土地の鑑定料が含まれてございます。なお、本用地につきましては現況でございますが、宅地、一部雑種地で鑑定されてございます。

以上でございます。

藤井本議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの谷原議員のご質問でございます。まず、先行取得に至った経緯等につきましてご説明を申し上げたいと思います。この鈴原・二塚線の道路改良事業につきましては、当初平成28年度までは社会資本の総合整備交付金事業として補助事業という形で進んでおったわけでございますが、途中事業の一時中断をし見直しをした結果、地元との協議も行いながら、給食センターまでの部分につきましての道路改良工事として再開をいたしたところでございます。昨年度から地元との協議を進めてきた中におきまして、本年度の当初におきまして地元との協議が成り立ち、その場におきまして地権者等も含めた会合の中において、諸事情により早期に用地買収をしてほしい旨のお話をいただいたところでございます。平成30年度におきましては、当初予算におきまして用地購入費等の予算を建設課等では持ち合わせておりませんでしたので、その経緯もあった中において公社において先行取得をしていただいたというところが、今回の経緯となっております次第でございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 最初の質問で、内訳と申し上げたんですけれども、金額をちょっとお答えにならなかったもので、それぞれの内訳の金額もお願いできたらと思います。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの谷原議員のご質問、金額というところでございますが、用地費や補償費、また開示することによりまして用地費や補償費が推測可能となる、測量委託料でございますとか、鑑定手数料の金額につきましては、市の担当課建設課でございますが、開示することによりまして、鈴原・二塚線改良事業の今後の事業執行に支障が生じるといったことがございましたので、葛城市土地開発公社文書開示要綱がございますが、そちらの第6条第6号の規定に基づきまして、事業の内容につきましては非公開とさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 ただいま非公開ということがありましたので、それはやむを得ないことだろうと思っております。今のことについて、再度ご質問をさせていただきます。1つは、価格については非公開ということでもありますけれども、これ坪単価当たり直しますと、大変高いというふうに私は思いました。だから、今内訳を聞きましたのも、お聞きすると測量代とか、借家権も含む補償費も払われているとか、移転補償もあるということなので、私もその近辺通っておりましたけれども、基礎も打ったような倉庫がありまして、その部分に借家権までついてたということでありましたので、内訳だけでそう推定するしかないわけでもありますけれども、非常に高いという感じがありました。その点につきまして、この土地の鑑定及び価格の算定の手続、これは間違いのないものと考えていいのかどうかお伺いしたいと思います。信頼性にかかわることなので、当然そうだとということであるわけでもありますけれども、この点について再度ご確認をしておきたいと思っておりますので、お答え願いたいと思っております。

それからもう一つですけれども、先ほど都市整備部部長の方からお答えがありました。事業目的として、給食センターに至るまでの道の拡幅として取得すると。社会資本総合整備計画の中で行ってたものが一時中断されたため、最終的には土地開発公社でいろんな事情があって先行取得されたということでもありますけれども、この場合、道の駅でも問題になりましたけれども、土地開発公社が建物移転補償を伴うそういうものについて補償した場合、言ってみれば、社会資本整備総合事業の交付金をいただけないということになりますので、これについては市単独の事業予算となるのかということだと思っておりますけれども、その点について確認したいと思っておりますので、お答え願いたいと思っております。

藤井本議長 本来3回目の質問ということでございますけれども、2回目の答弁漏れということで解釈させてもらって、質問を認めたいと思っております。

企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの谷原議員のご質問のうち、1つ目の鑑定のプロセスにつきましては答弁をさせていただきます。まず、鑑定に至るプロセスでございますが、本事業は平成30年3月27日でございますが、葛城市より公社に対して先行取得の依頼がございました。依頼内容といたしましては、用地の先行取得にあわせまして、市予算に計上されておりました用地の測

量及び鑑定も含まれてございます。市より、土地所有者との交渉の結果、前払金を4月末までに支払うことと聞いておりましたので、至急不動産鑑定業務を行う必要がございました。そのため、鑑定業者は葛城市の不動産鑑定に精通している業者が望ましいということから、こちらの当該鑑定を行った業者、具体的には勝田不動産でございますが、当該土地付近にある脇田・梅室線改良工事などの実績がございましたので、こちらの業者に依頼をさせていただきました。不動産鑑定の報酬手数料でございますが、こちらにつきましては、公共公益事業者の用地取得に関する連絡協議会である中央用地対策連絡協議会というところがございまして、そちらで申し合わせられた不動産鑑定報酬基準によりまして、不動産の種類及び鑑定額によって決定されまして、性質上こちらの鑑定については競争入札に適さないと考えてございます。また、鑑定結果の方でございますが、こちらについては不動産鑑定士が市内の市街化調整区域の取引事例をもとに開発動向、経済情勢、土地の位置、形状などさまざまな要因を踏まえまして、さらに格差率、個性率を算出しまして鑑定されたものと理解しておりますので、適正であると考えてございます。なお、不動産鑑定士が不当な鑑定評価等を行った場合におきましては、国土交通大臣が不動産の鑑定評価に関する法律というものがございまして、そちらの第40条第1項及び第2項の規定に基づき懲戒処分を行うことになっておりますので、こういった観点からも適正であると考えられると考えております。

以上でございます。

藤井本議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの谷原議員のご質問でございます。土地開発公社における先行取得において、補償物件等の移転補償の分についてできるのかというところでございます。前回の補助事業において、道路局の補助事業において、補償の先行取得を公社で行うということは補助対象とならないという事例がございましたが、今回におきましては、市単独の事業でございますので、土地開発公社における先行取得については何ら問題がないというところでございます。また、移転補償における土地開発公社における先行取得につきましては、都市局の方では認められている補助事業等もございまして、その辺につきましてはご理解をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 最後に報告事項ですのでご意見だけ申し述べておきたいと思っております。

1つは、国の補助事業をできるだけ受けて道路整備をやっていくというのが市の財政の負担を軽くしていくことであって、私はそれは非常に大事なことでありたいと思っております。ところが現在の国の補助金事業がいわゆる交付金事業という形で平成22年度ですか、国土交通省所管の地方公共団体向けの個別補助金を1つの交付金に一括して地方公共団体にとって自由度の高い、創意工夫を生かせる総合的な交付金として社会資本整備総合交付金が創設されたということで、従来は個別の道路に対して個別の補助金があったところを、社会資本整備の総合的な計画をもとにその中に基幹事業、周辺事業を位置づけて補助金が出されていく

ということであろうと思います。そういう認識のもとで、本来だったら給食センターを設置するときに、給食センターにかかわってその基幹的な計画に対して、周辺整備をきちっと行っておけば、こういう交付金もいただけたのかなと思うところでありますけれども、それが途中で切れたということで結果として交付対象にならないという判断のもとで、この給食センター入り口までの道路を単独市費で賄うということになったということであろうと思います。したがって、土地開発公社で購入しても交付金が受けられないという状況においては、先行取得ということで行ったということと理解いたしました。しかしながら、先ほど申し上げましたようにできるだけさまざまな公共事業におきましては、国の交付金事業にのるように、きちっとそこは事業を進めていただきたいと。今後に向けてそういうふうに努力していただきたいと思います。

2つ目ですけれども、私はこの書類を見ましたときに、先ほどありました内訳もありませんので、様式でそうなるからということでありますけれども、1,500万円余りの言ってみれば費用が計上されていて、面積が53平方メートルということですから、約16坪余りですよ。単純に坪単価で出すと、ちょっと高いなと思いましたので内訳を聞きました。先ほどお答えがありましたけれども、その他の測量等、あるいは土地鑑定等も含んだ金額だということでございますけれども、しかしながら土地取得に当たっても公共事業におきましては、適正な、公正な価格で買い取っていく必要があるんだろうと思います。議会としても、高いなと思えばその内訳を聞く、確かにいろんな条件、ことがあって金額は、明細は出てこないかもわからないですけれども、引き続き議会としても監視していきたいと私は思っております。

この件につきましては、登記簿も見させていただきました。短期間のうちに4人の所有者がかかわると。平成26年から今日まで5年以内に4名も所有権がかわったり、倉庫に借家権が設定されて、それも保証しているとか、これは民民のことですから、必ずしも行政がどうこうできるわけではないわけでありますけれども、葛城市の公共用地取得に当たっては、市民の皆さんからさまざまな疑問点とか、ご意見をいただいているところでありますので、今後とも議会におきましては公共用地取得について、やはり適正な公正な取引になるように私としては注視していきたいと思っております。

以上意見を述べまして、報告事項ですので以上をもって終わります。

藤井本議長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了解お願いいたします。

次に、日程第5、承認第1号の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 昨年12月29日に職員に対する入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反による懲役1年6カ月、執行猶予3年の判決が確定し、同職員は地方公務員法第28条第4項の規定に基づき失職いたしました。

私は市長就任以来一貫して、市行政にかかわる不正、不祥事を厳しく戒め、葛城市行政の透明化、公正化を目指して綱紀肅正を図ってまいりました。それにもかかわらず、このような事件が起こってしまったことは、まことに遺憾にたえません。市民の皆様には市政に対する信頼を著しく損なう結果となり、深くおわびを申し上げます。この事件の結果に対し、長としてその責任を明らかにするため、直ちに自戒による措置をとることを決断し、給料の一部を減額したものでございます。昨年12月29日に判決が確定したことについて、市では本年1月4日に確認できましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分いたしましたものです。同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、平成31年1月1日から同年3月31日までの3カ月間、私の給与を10パーセント減額するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

藤井本議長 これより質疑に入りますが、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

質疑はありませんか。

9番、増田順弘君。

増田議員 専決処分につきまして、質疑をさせていただきます。

先ほど市長の方から、この理由に至った経緯をご説明をいただきました。私もこの事件に関して市長のとられた判断というのは、非常に正しいものであるというふうに考えるところでございます。ただ、この第179条第1項にうたわれております、専決処分のできる理由といたしまして、ちょっと読ませていただきます。前文省きますけども。

普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと明らかであると認めるとき、云々と。

こういうふうに、この項をもって専決処分をされたというふうに思うわけでございます。私は、緊急を要するため、時間的余裕がなかったと。この時間的余裕とは、本来であればこの3月議会に上程をされるべきところが、何らかの理由といたしますか、急ぐ必要があつて1月4日付で、さかのぼって1月1日に執行されたと。こういうふうに解釈をするわけでございますけれども、その点について再度ご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点でございます。市長は葛城市の長として、この失職に対する責任を感じられたということでございます。組織におかれましては、その職員の上司もでございます。管理職責任等についてを同時に何らかの責任をとる判断というのはなかったのか。

この2点についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきます。まず1つ目でございますが、今回の専決処分に至る経緯でございます。まず、本件につきましては平成30年12月14日でございますが、対象となる職員の刑事事件に係る判決宣告がなされてございましたが、その控訴期限は12月28日までとなつてございました。判決宣告でございますが、本人の控訴意向は

ないことは確認はしてございましたが、司法手続の中で裁判所によってそれが確定されることを確認するべく、控訴期限の12月28日の満了を待ち、直近の開庁日1月4日でございますが、その日において判決が確定したことを確認いたしました。市長の給料減額につきましては、職員が失職になる可能性について想定しながら条例改正を構想してございましたが、給料減額のタイミングにつきましては、失職の直後に行うことが職員が起こした行為の結果責任を果たすはじめとして適切であるという判断が市長にございました。また、職員の失職につきましては、報道機関への発表を考えてございましたところ、給料減額措置の発表を同時に行おうとすると、条例の改正に係る議会を開催するいとまがございませんので、先ほど議員がご指摘いただいております、地方自治法第179条第1項に基づいて市長によって専決処分を行ったというのが経緯でございます。

もう1点、管理監督責任の点でございます。葛城市におきましては、葛城市懲罰審査委員会設置要綱というものがございまして、そちらの別記に、葛城市職員懲戒処分に関する指針の、更に第2ところに標準例というのがございます。そこにおきまして、管理監督者関係の非違行為としましては、2つございます。1つ目は指導監督不適正というものでございまして、これは部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適性を欠いていた場合でございます。この場合の標準的な懲戒処分の種類としては、減給または戒告となっております。もう一つ、2つ目でございますが、非行の隠蔽黙認というのがございまして、こちらは部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠蔽または黙認した場合となっております。この場合の標準的な懲戒処分の種類は停職または減給となっております。こちらを本件に当てはめると、対象の職員が単独で建設関連工事の入札に関する秘密事項を業者に漏らしたことが裁判において明らかになってございます。また、管理監督者による事実の隠蔽、黙認は確認されてございませんので、非行の隠蔽、黙認、部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠蔽または黙認をした場合には該当いたしません。一方、管理監督者としての指導監督の適正性の方でございますが、裁判におきまして、私用のスマートフォンのアプリを利用して情報提供をしていたことや、市外の飲食店で関係者と接触していたことが明らかになってございます。ただ、これらの行為をつぶさに把握、指導監督することは、当時の状況においては困難であったと考えてございます。

なお、本件に対する対応におきましては、対象職員が逮捕された後でございますが、市長より都市整備部全職員、及び全幹部職員に対して、綱紀粛正の指示を行うとともに、コンプライアンス研修の受講、こちらは昨年11月に実施いたしました。こちらも全職員に対して職務命令として課しまして、再発防止の徹底を図ったところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 わかりました。緊急性を要するということは、判決に即座にやる必要があるという、これが時間的なタイムリミットといたしますか、そのタイミングにやる必要があると判断されて専決処分をされたという、こういうご説明だと解釈をいたしました。ところが、総務省の資料

等もこの辺のところについて注意をされてるところがございます。資料の中には、時間的余裕という理由の中に、住民サービスの停滞ということを1つのテーマといいますか、要素に入れるべきであると。そういう観点からそれに対する時間、おくれたら、例えば、以前もございましたように台風によってインフラが被災した、その緊急対策として、専決処分ですら工事を行っていただいたと。これはすごくわかりやすい。当然早くやっていただきたい。住民生活に支障を来すと。こういうことを理由に専決をされたらと。私、専決をする時間的余裕の1つのキーワードとしては、総務省の資料にもある住民サービスということが1つのキーワードであるかなど。今回のこの時間的いとまがない、時間的余裕がないという理由の中の、先ほどの説明が果たして妥当なのかどうか。もう一つは、地方自治法の逐条解説のところに書いております文面の中には、当然ご承知かと思えますけれども、この市長としての裁量の中で、専決処分はできると。しかしながら、これは自由な裁量ではないと。規則裁量、要するに縛られた範囲内の裁量であるよと。これが先ほど申し上げました時間的な余裕がないという理由。しかし、その長の認定をする際の時間的余裕がない理由の客観的な理由をこういうふうに地方自治法の逐条解説の中では書かれております。私、ある意味聞き方によっては、客観的な理由によって時間的な余裕がないというふうに解釈されるようではございませんけれども、この件については、3月議会のこの場で議論して採決を諮るべきであったのではないかと、逆にいうと専決処分する理由があったのかどうか。これは即座にやることによって、市長に対する、やっぱり好感度、よくやっていただいたという非常に市民から評価をいただける、グッドタイミングではあるかと思えますけれども、議会といたしましても議決につきましては、議会の重要なお仕事でございます。それを客観的な理由なしに専決処分されるということに対しては、若干違和感を感じておるところでございます。

また、管理職の責任のご答弁では、これは非常にプライベートな部分でいろいろと連絡のやりとりもされて、管理職の業務上でやられた行為ではないのでと、こういうふうな私、勝手な解釈をしたわけでございますけれども、いずれにいたしましても業務にかかわる中での行為であるので、私は管理監督責任があると思っています。少なくとも市長の方から当時の管理職に対してそれなりの懲戒処分に匹敵するしない別といたしまして、しかるべきご指導をしていただくべきじゃなかったのかなど。こういうふうに思うわけでございますけれども、改めてご答弁ございましたら、お受けしたいと思えます。

藤井本議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

増田議員のご質問に対してご答弁申し上げたいと思えます。

多分大きくは2点であったかと思えますが、まずは議会を招集するいとまがないという部分についてももう一度ご説明をしたいと存じます。議員ご指摘のとおりでございます。もちろん理事者側といたしましていろんな議案なり施策については、議会にきちっと、議会の場でご説明をしてご審議いただく。これが本旨であるということをご理解は申し上げておるつもりでございます。今後ともそういった形で、十分にご説明申し上げてご審議をいただきたいと思っております。その上で今回の件でございますが、まず、地方自治法自体がこれも

議員ご指摘のとおり改正されました。改正以前は議会を招集するいとまがないときと、もっと簡便に書いておりました条文が、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合という書き方に改められるとともに、その後につきましても、いろんな事後の、場合によってはその議会のご意見に対する理事者側の更なる事後処理についても規定をされたところでございます。

その中で今回の案件につきましては、これは飯島企画部長が答弁したことで重複する部分があるのでございますが、まずは刑が確定をすると、その確認、これは1月4日、一番急いで1月4日の確定でございました。確定いたしますと、それと同時に職員の処分につきまして、これ処分と申しましたが、地方公務員法の適用によりまして失職でございますが、それに対しまして、まずは職員の失職についてはこれは報道機関に報道発表、これは1月4日で即座にしないとイケない。ですので、実際に1月4日に報道資料として報道発表しております。これ議員の皆様にもお知らせもしたかと思いますが、しております。このときに、いずれにしても1月4日に報道発表しなければならないと、このときにこの職員の失職ということにあわせて、その結果に責任をとるという形で市長がみずから自戒の措置をとったということにつきましては、これは自戒の措置をとるのであれば、職員の失職についての報道のタイミングとあわせてなされるべきであろうと。実際、翌日以降の新聞の記事もそういった形でセットで報道されておったということございまして、そういった判断からいたしますと、今回につきましては議会の招集をお願いして、しかもこれ年明け、まだ松の内でございますので緊急にお集まりいただく余裕はなかったのであろうということを判断をいたしましたものでございまして、決してこの専決ということを権利の濫用というふうなことにならないように注意してやったわけでありまして、そういった結果でございます。

2点目の管理監督責任の方でございますが、こちらでも説明重複するかもしれませんが、いろいろと、例えばこのことが起こったのが庁舎の中であるとか、明らかに具体的に把握をしていなくても自分の目の届く範囲、管理監督のエリアの中で行われている等であれば、また別の判断もあったかもしれませんが、これ基本的にはいろいろと調査、聞き取りもいたしました。しかしながら、こんな残念な結果になってしまったことについては、市のトップである市長が自戒の措置ということで、みずから結果に対する責任を示されたということが、この件についての市の判断でございます。それから、これも重複することでございますが、これを受けての再発防止策といたしましては、コンプライアンス研修、これは都市整備部におきましては一般職員も含めた全員、それからほかの部につきましては管理職の職員、幹部職員について、これは職務命令として全員受けなさいということで、複数回に分けて、研修をやっておりまして、取り組みの内容につきましても、決して楽しくわいわいがやがややるものでもなく、しっかりと真剣に取り組めということについて、実施させていただいたのでございまして、そういったことも含めて理事者側、内部のそれぞれの対応とさせていただきます。

以上でございます。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 改めてご丁寧な説明ありがとうございます。記者会見をやって、その場所で自戒の措置のご報告をする必要があったと、こういうことでございますけれども……。

（「記者会見はしていない」と発言する者あり）

増田議員 この失職の事件に関する市長の新聞報道に対する対応として、みずから10分の1の3カ月、こういう措置をするという専決をされました。私であれば、10分の1カ月の減俸を議会でお諮りした上で対処させていただきますと、市民にご報告をしますね。私ならね。なぜそういう、1つワンクッション、決められた手続きをされなかったのか。これ市民の方もどなたがお聞きになってもこのこういうご答弁が、何をしとんねん、3カ月も待たれへんがな、何悠長なことしてるねん、すぐやれという市民の声は恐らく私はなかったんじゃないかなというふうに感じます。

それから、もう一つ、管理責任のところでございます。ここに関しては、私、さきの事件というか、道の駅の関連の刑事告発のときだったと思いますけれども、一般質問の中で職員さんの士気の低下、職員さんの雰囲気引き締めてやっていただく必要があるのかなと、こういうふうなご質問をさせていただいた記憶がございます。市長もいやいや、ああいう一部の職員はおるけども、そのほとんどの職員は立派にやっていただいておりますと、確かにそうであるかもわかりません。事実ほとんどの職員さんが立派な職務に当たっていただいて、市の行政をつかさどっていただいているというのは、十分承知をしております。ただ、その事件後においても新たな不祥事等が発生しておったということに関しては、私はその時点で早い時期のそれなりの厳しい措置といたしますか、当然負うべき管理職としての責任をスムーズな形で懲罰委員会等も開いていただきながら進めるべきであるのかなと。刑事事件に波及いたしましたので、司法の方にその判断を委ねておられたということで、いろんな事件の懲戒処分、懲罰委員会の開催というのはなかなか開けなかったというのもわかるわけでございますけれども、先ほどの答弁で少し違和感ございますのは、見えない、プライベートな部分まで管理職の指導が行き届かないというのは、若干不安感がございます。上司の1つの指導というのは、私の経験では、家に帰って寝てる間でも出てくるものでございます。仕事の中にしか有効じゃないというふうに考えます。そういう意味で、いかにその部下が法令遵守、コンプライアンスの意識を高めていただくというのは、日ごろの管理職の厳しい目であったり、温かい指導であったり、いうものがあって、適正な業務に当たれるのかなとこういうふうに思いますんで、そういう今後お願いも含めまして、私の質疑終わらせていただきます。

藤井本議長 ほかに質疑ないですか。

西川弥三郎議員。

西川議員 今、増田議員はあらかた質疑をしていただいたのですが、理事者が、議会のことをどういうふうに思ってるのか、ひとつお聞きしたいんですが、今年の台風等々でいろんな災害が出たときには、議会はそれなりの理解を示して、この専決処分というのを理解を示してきたんです。この専決処分というのは、今増田議員がおっしゃったように、災害、または国の方針によって条例改正をせないかん、市民生活に多大な影響が出るというふうに判断し、議会も

判断したときは、この専決処分というものを承認してきてたわけですよ。ただ、今回の条例改正については、本当にこれが専決処分になじむのか。専決処分されると、議会がいくら反対しても確定してしまう。反対したところで、もとへ戻らんです。これ議会の存在そのものを否定するということです。この記者発表と同時にもう専決処分する、1月1日からやると。このことを、元議会議員であった市長はどう考えてるのか。今、増田議員がおっしゃったように、市長が責任を感じるのであれば、議会に諮って条例改正をしたいという方針を示すべきである。上司には、そら今企画部長おっしゃったように懲罰委員会のことはあるにしても結果責任についてはこうやというふうなことを議会に報告し、それでこういうふうな処置に踏み切らなくてもええんじゃないかと。こんなことまで専決処分をされたら、議会の存在を否定するということに思われませんか。

藤井本議長 ご答弁お願いいたします。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

市長ご本人の処置に関することでございますのが理事者側の対応に対するスタンスという意味で、私の方からお答えをさせていただきます。西川議員申されましたこと、全くそのとおりであると思っております。議会のいろんな運営であるとかご審議に対して丁寧な説明をしていくべきであると、私たちも認識をしております。基本的にはそのように対応してまいりましたし、これからも対応させていただきたいと存じております。今回の案件につきましては、理事者側の判断につきましては、先ほどの増田議員のご質問に対する答弁そのままでございます。今回は私ども理事者側といたしましては、1月4日に全てのことをまとめてさせていただくというのが、これは市として、あるいは市長としてこの案件に対する対応の仕方として一番適切ではないかと、そのためにこういった処理をとらせていただいたということでございます。議員お述べになった本来の議会運営のあり方、議会と理事者の関係性につきましては、お述べのとおりだと思いますので、引き続き留意をしてみたいと存じます。

以上でございます。

藤井本議長 西川弥三郎議員。

西川議員 この事項は専決処分になじむんかと聞いたんやけど、そこんところの返答はつきりなかったけれども、誰が聞いてもこういうことを専決処分するなんていうのはなじまへんと思えますよ。その市長の姿勢、考えは私理解してますよ。しかし、これを議会に諮らんと専決処分するような事項じゃないと言ってるんですよ。そこんところ、なじむのかなじまないのかいうことは、1つも返答はなかった。その考え方、市長言わはったらいいと思えます。施政方針の中の住民投票条例の中でも、1つは間接民主主義をとってるわけですよ。議会議員も、市民の方々から選挙で選ばれてここに来て、そして二元代表制でやってる市政の行政に関して、議会というのは市長の市政運営に関して、また事業に関していろいろと、ちょうちょうはっしの議論をするためにやってるんですよ。それを住民投票を即座に、議会がいろいろと反対する、それやったら私のやりたいさかいに住民投票やんねんと、そんなことを、もしか

そういうことを考えてるようではほんまにちょっとここのところははっきりとこのことに関して、専決処分をしたということに関して、そこが一貫して流れてると違うかということをして市長に聞いてるんや。議会を軽視し、議会を否定しているような雰囲気は僕は感じられる。市長この専決処分がなじむのか。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 私はこの案件につきましては専決処分の要件が全て整っていると考えております。非常に時間的に余裕がなかった、その項目でございます。ほかの九州等で行われているような、何と申しますか、専決を乱発するような案件とは全く違います。この懲罰につきましても先例でもほかの自治体に、専決処分をされているという事象はございます。ですから、このタイミングでこれは私の自戒の処分でございますので、私の政治姿勢として専決をさせていただき、その要件が専決の要件に値するということを確認した上で専決処分をさせていただいております。決して、議会を軽視したものではございません。

以上でございます。

藤井本議長 西川議員。

西川議員 今、凶らずも市長は、私のこと、私の考え、私のことでこういう専決処分をしたと。議会を巻き込んでの専決処分ですよ。そやからこれが市民生活に多大な影響があるようなとき、例えば災害であったときにはそれは仕方がないということで専決処分を議会は認めてきてます。私の姿勢で、議会を巻き込んで専決処分するなんていうことは、一切議会としては認められないし、こういう専決は一旦やると議会はもとへ戻せませんので、こころはやっぱりしっかりと行政側は頭に置いて、専決のあり方というのを考えていただきたい、このように思います。

藤井本議長 ほかに質疑ないですか。

谷原議員。

谷原議員 私も幾つか質問及び意見を述べさせていただきます。

私は市長の姿勢については、この間とりわけ道の駅かつらぎ建設事業における数々の不正問題についてしっかりと事実の解明とか、あるいは綱紀肅正に取り組んでこられたことについては敬意を表しております。引き続き、行政の長として公正で誠実な行政運営に努められていくことを願っております。質問でありますけれども、今回の件につきましては道の駅かつらぎ建設事業において移転補償をめぐる問題において架空工事が行われたりそれをめぐって職員の有印公文書偽造等が行われて、6名の職員が告発されました。この告発の理由につきましては庁舎内での調査では十分できないということで、捜査当局の捜査権に委ねて真相解明したいということでありました。その過程の中でこの今問題になっております官製談合防止法違反の疑いで、道の駅かつらぎ建設事業以外の関係の業者がかかわっているほかの事業において、官製談合の疑いが出てこの職員が刑事処分を受けたということがあります。私は先ほどからあります、専決処分のあり方についてご議論がありました。私自身もやはり専決処分は可能な限り避けるべきであると考えます。そして、先ほどからありますように自戒についてのみずからに対する処分、これについては時間的経過、それからその効

果、新聞記者発表に応じて失職と同時に市長の姿勢を示すことによって、これは市民の信頼を取り戻すという観点からそういう時間経過で専決処分された。また、それは専決処分について、こういう懲戒、みずからの自戒についてもほかの事例も調べられた上でのご判断だったんだということは今お伺いして理解したところでありますけれども、ただ、私はこの問題は非常にいろいろ意見が出てくるところは、やっぱり懲戒処分のあり方、市長の責任のとり方等に深くかかわっているんだろうと思います。そこでお伺いしたいのですけれども、今議論になっております官製談合防止法違反で刑事処分を受けた職員に対する失職ということで出てまいりましたけれども、懲戒処分は行われたのでしょうか。これについてお伺いいたします。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。既に副市長からも答弁がありましたとおり、当該職員につきましては、地方公務員法に基づく失職という形で職をやめているという形でございます。この経緯でございますが、こちらの刑事事件におきましては、当該職員以外に2人の関係者がおりまして、その2人との関係におきまして、例えば脅迫でありますとか、教唆等の有無も可能性ではございましたので、結果として量刑が地方公務員法第28条第4項に基づく失職の要件、こちら禁固刑以上ということでございますが、それを下回る可能性、具体的には罰金刑が該当いたしますが、そういった可能性もございました。仮に禁固刑を下回った場合、懲戒処分の量刑として例えば懲戒免職というのは過大になることもございますので、そこは司法の判断を見きわめた上で迅速に対応することが適当であると判断した次第でございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 結果として失職されたわけですから、懲戒処分は行われずに失職されたものと思います。

私は市長の政治的なお立場があって、政治的な信念からこのような自戒の措置をとられたのではないかというふうに思います。と申しますのは、やはり行政における行政の中でのさまざまなこうした違法行為については、行政の長としての判断というのも必要ではないかと思えます。特別職ですからそういう意味では、政治的な判断というのは当然尊重される場所でもありますけれども、一方では行政職の長という部分もあるわけでもありますから、この行政としての適正な処分をきちっと行っていくべきではないかなと私は思っております。とりわけこの懲戒処分につきましては、私もずっと一般質問でも発言してきたところでありますけれども、懲戒処分のあり方がどうも私はよくわからないところがありまして、と申しますのは、懲戒処分については市長がかかわっても、どのような市長のもとであっても、一定の枠内で公正に下されなければ、やはり職員の人事における公平性は保てないと考えます。そういう意味ではこの間、時間的余裕がなかったということでもありますけれども、やはり例えば起訴された時点であるとか、公訴事実をご本人がお認めになった時点とか、あるいは判決が出た時点とか、もっと早くから懲罰審査会を立ち上げるようなルールをつくって、そうした職

員がそうした刑事事件にかかわるようなことがあれば、早期に懲罰審査委員会を立ち上げて、そして的確に判断することがあれば専決処分等このような事態に至ることも避けられるのではないかと私は考えております。つまり、行政のあり方の中で今後大きな検討課題があるなということをご意見として申し上げておきます。

以上です。

藤井本議長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより、承認第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

増田議員。

増田議員 先ほど申し上げましたように、私この専決処分につきまして、自戒された内容等々もお聞きをした中で当初からでございますけれども、非常に適正なご判断をされたなということに関して賛成の立場でございます。ただ、その措置を専決でやったことに対する理由の1つでございます時間的余裕ということに対して、理解しがたい部分がございます。その理由に関しては先ほどからるご質問等もさせていただいて、ご答弁にもありましたように時間的余裕の理由の中に、私は市民サービスの停滞というものが1つ客観的な理由になるのではないかと。そういう客観的な理由がこの自戒の措置という即座にする必要性に疑問を持っておりということで、反対の意見とさせていただきます。

もう一つは2点目の管理責任でございます。先ほどのご答弁の中でもございましたけれども、プライベートな部分というふうなことで管理業務上の範疇じゃなかったと、こういうお話でございますけれども、他市等の懲戒処分の事例を見ましても、業務以外のところで例えば飲酒運転で事故を起こしたと、こういうふうな場合においても管理責任を問われている事案もございます。そういう意味で市長みずからとられた判断はまことにご立派な英断であるというふうに思いますけれども、関連して市長以下の管理職責任もあわせてご判断するべきではなかったのかなと、この2点をもって反対討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論ないですか。

西川議員。

西川議員 僕は、この専決処分に関しては反対の立場で討論いたします。先ほども質疑で申し上げましたとおり、この専決処分につきましては災害、もしくは国の方針によって即座に条例改正等々行政が即応せないかんと、時間的余裕がなしに即応せないかんとということに関しては去年の災害も含めて議会は理解を示してきて、その専決は認めてきたところでございます。そして、市長がこのいろいろな職員の不正に関していろいろとご努力されていることはまことにそのことは理解をしているんですが、またこういう形で自分自身を処分されること、それに関しては理解を示しているんですが、この専決そのものについては先ほどもおっしゃったように、自分の思いやというふうなことですから、自分の処分を自分でやるということやから、はっきりと議会に諮って条例の改正を通して、そして自分の責任をこうりたいと議会に諮

ってからの自分の考えを通していったらいいんじゃないかと。これがはっきり言うて市民生活に多大な影響がこれが起きるのかと、この専決をやらんと。僕はそうは思いませんので、この専決処分は議会そのものの存在が否定するにつながっていく危険性があるんで、この専決に関しては反対をさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論ないですか。

8番、川村議員。

川村議員 私は先ほどから質疑はいたしておりませんが、質疑の内容を聞かせていただきまして、今回のこの条例改正に伴う数々の今までの不祥事に対して、阿古市長が非常に改革という形で綱紀粛正を図られていくその中で、身を切る改革というふうな形でこんなご判断をされたということに対して、私も本当に決断していただいたなというふうには思わせていただきます。ただ、私もこれを今回この条例の改正を専決で私たちが承認するというのを、ここで1つの結果として出してしまうと、私自身はこれから将来、今回阿古市長がとられたことに対しての内容についてどうこう言うわけじゃないんですが、この方法につきまして、やはり先ほどから申されているように、行政の長として二元代表制をとっている中で、この方法が本当にいいのかどうかというのはこれからの課題だと思っております。ですからやはり今回はこの方法によって専決をしていくということ一旦認めてしまうと、私たちもこれから将来こういった事例に幾ら他市町村がこんな事例があったということがあったとしても、この内容については先ほどからいろんなご意見ありますように、もっと早く議会にも1つの手続をとられるということも、報道に対してなのか、葛城の行政の中で判断することなのかという、非常に市民や報道に対して1つの責任をとるという形をちょっと勇み足でとられたのではないのかなというふうにも思わせていただきます。ですから私はこういった手続の中で専決処分を認めていくということに対しては反対といたします。

藤井本議長 ほかに討論ないですか。

吉村議員。

吉村優子議員 私は賛成の立場で討論させていただきます。英断されたということでそれは大変認めさせていただきます、ただ条件としまして今後この専決処分については慎重にさせていただきたいということで、今回は賛成の立場をとらせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第1号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり承認することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 賛成多数であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時58分

再 開 午後2時15分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第6、議第1号から日程第14、議第9号までの条例及び規約の一部改正9議案を一括議題といたします。

本9議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第1号から議第9号までの9議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第1号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、長時間労働是正のための処置として、民間労働法制において働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制等が導入されることに伴い、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を、人事院規則で定める改正が行われます。これにより地方公務員についても国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる所要の措置を講じる必要があるため、本条例の改正を行うものであります。改正内容につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める旨の規定を追加することでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第2号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、農業委員の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬につきまして、担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進等に係る積極的な活動を推進するため、国の農地利用最適化交付金を財源とする能率給を新設し、月額の基本給とは別に支給するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第3号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法において、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した、機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例処置が廃止されることに伴い、当該条を引用している本条例において、項ずれの改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第4号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、奈良県に納付する平成31年度の国民健康保険事業費納付金が決定されたことに伴い、国民健康保険税を納付金に見合う額に税率改正をするものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第5号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、奈良県内全市町村において未就学児を対象とする医療費助成につき

まして、これまでの自動償還方式から現物給付方式に変更されることに伴い、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例、葛城市乳幼児等医療費助成条例、葛城市心身障害者医療費助成条例の一部について所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年8月1日でございます。

次に、議第6号、葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、子育て家庭への経済的な支援の一環として更なる子どもたちの健やかな成長と福祉の増進を図るため、子ども医療費助成の対象年齢の上限をこれまでの15歳から18歳にまで引き上げる改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第7号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、学校教育法の改正による専門職大学制度の創設に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の技術管理者の資格について、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱う改正が行われます。これにより、本条例の一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格においても、同様の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第8号、葛城市水道法施行条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、学校教育法の改正による専門職大学制度の創設に伴い、水道法施行例及び水道法施行規則の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱う改正が行われます。これにより、本条例の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格においても、同様の改正を行うものでございます。また、第2次試験の選択科目の見直しによる改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

最後に、議第9号、葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更についてでございます。

本案につきましては、要介護、要支援の認定者数の増加に伴う葛城市・広陵町介護認定審査会の開催回数の増加に対応するため、本審議会の委員の定数を30人以内から40人以内に変更するとともに、そのほか文言の整理を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。本9議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第3号の3議案については総務建設常任委員会に、議第4号から議第9号までの6議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託

し、審査願います。

次に、日程第15、議第10号から日程第20、議第15号までの平成30年度補正予算 6 議案を一括議題といたします。

本 6 議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第10号から議第15号までの 6 議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第10号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第 6 号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億5,252万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,474万7,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、平成30年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、また国の補正予算に伴う担い手確保経営強化支援事業、県営ため池等整備事業、プレミアム付商品券事業の追加、その他事業費の確定に伴う国・県支出金等の額の調整等を行うものでございます。第 2 条では、繰越明許費といたしまして、総務費では会計年度任用職員制度対応例規整備支援事業を含む 2 事業、衛生費では地域循環型社会形成推進事業、農林商工費では農畜産物処理加工施設駐車場整備事業を含む 6 事業、土木費では市道維持管理事業を含む 8 事業、災害復旧費では農村災害復旧事業を含む 2 事業の合わせて19事業をお願いするものでございます。

また、第 3 条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第11号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,083万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,614万7,000円とするものでございます。補正内容につきましては、平成30年度における予算の執行状況を把握した中での不用額の減額でございます。

次に、議第12号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,208万4,000円とするものでございます。補正内容につきましては、平成30年度から新たに交付されます保険者機能強化推進交付金の追加でございます。

次に、議第13号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,329万1,000円とするものでござい

す。補正内容につきましては、流域下水道維持管理費負担金の追加でございます。

次に、議第14号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,151万9,000円とするものでございます。補正内容につきましては、保険料の増収に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の追加でございます。

最後に、議第15号、平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、水道事業費用で1,652万4,000円を減額いたしまして、水道事業費用の総額を7億528万2,000円とするものでございます。補正内容につきましては昨年の台風等に伴う降雨により、例年に比べ原水を確保することができたため、県営水道受水費の減額を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。本6議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております6議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。

総務建設常任委員会には議第10号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第10号の関係部分、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の6議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第21、議第16号から日程第30、議第25号までの新年度予算10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第16号から議第25号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第16号、平成31年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は158億300万円ございまして、昨年度当初予算額と比較いたしますと12億4,600万円、率にして8.6%の増となっております。

主な事業といたしましては、移動系防災行政無線デジタル化整備事業、消防署整備事業、消防団屯所建替え事業、磐城小学校附属幼稚園改築事業などの災害に強いまちづくり事業、その他の主な事業といたしましては、観光PR事業、子ども医療扶助事業、風疹第5期予防接種事業、一般不妊治療費助成事業、景観向上推進事業、プレミアム付商品券事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費の構成につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が

46.8%、普通建設事業費などの投資的経費が16%、物件費、繰出金などその他が37.2%となっております。

歳入につきましては、市税では41億2,502万6,000円で、前年度比2.2%の増、地方交付税では41億2,400万円で、前年度比3.7%の増を見込んでおります。

また、基金の繰入金といたしまして、12億3,158万1,000円を計上いたしております。

また、第2条の継続費につきましては、平成31年度及び平成32年度の2カ年度で執行しようとする磐城小学校附属幼稚園改築事業の総額、年割り額等を定めるものでございます。

第3条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。

第4条の地方債につきましては、防災行政無線管理事業ほか14事業の起債の限度額を13億7,350万円と定めるものでございます。

第5条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を35億円と定めるものでございます。

第6条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第17号、平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は37億7,600万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと3,500万円、率にして0.9%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億8,160万1,000円、国民健康保険事業費納付金で9億2,104万8,000円、特定健康診査、特定保健指導を含め保健事業費として4,640万8,000円となっております。これらの財源には国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を事業勘定、1億円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第18号、平成31年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では、予算の総額は29億6,160万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億6,960万円、率にして6.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億4,900万円、地域支援事業費で1億7,020万6,000円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,600万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと200万円、率にして7.1%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で2,202万9,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を保険事業勘定、7,000万円と定

めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第19号、平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は15億7,350万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと500万円、率にして0.3%の減となっております。

歳出といたしましては、維持管理費で3億5,559万4,000円、公共下水道事業費で2億29万7,000円、公債費で10億1,760万9,000円となっております。これらの財源には下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、地方債などを見込んでおります。

また、第2条の地方債につきましては、下水道事業債の限度額を4億4,690万円と定めるものでございます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、議第20号、平成31年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億6,170万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと180万円、率にして0.5%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料で9,666万2,000円、給食材料費で1億9,784万9,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第21号、平成31年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は32万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと72万円、率にして69.2%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、貸付金回収管理組合への負担金で7万4,000円、一般会計繰出金で20万7,000円となっております。これらの財源には貸付金回収管理組合配分金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

次に、議第22号、平成31年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,630万円でございます。平成31年度も墓地の公募を予定しております。前年度当初予算額と比較いたしますと150万円、率にして10.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、緑化植栽等管理委託料で187万6,000円、墓地返還に伴う償還金といたしまして594万円、積立金で746万2,000円となっております。これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第23号、平成31年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,870万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと70万円、率にして3.9%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で791万2,000円、介護認定審査会委員報酬で576万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております。これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第24号、平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は4億5,760万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと4,120万円、率にして9.9%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合給付金で4億5,368万円となっております。財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第25号、平成31年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、平成31年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万4,592戸、年間配水量は456万トンと予定しております。収益的収入は7億9,273万5,000円、収益的支出は6億8,625万9,000円でございます。支出の主なものといたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で2億9,512万2,000円、総係費で8,445万3,000円、減価償却費で2億2,870万円となっております。

また、資本的収入は7,200万円、資本的支出は4億3,898万3,000円でございます。不足する3億6,698万3,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。本10議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第16号から議第25号までの10議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、ここに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号から議第25号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を本日設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時46分

再 開 午後3時15分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の

規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますのでこれをご報告いたします。

予算特別委員会委員長、下村正樹君、同じく副委員長、増田順弘君。以上であります。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、11日、12日、27日、それぞれ午前10時から本会議を再開しますので、9時30分にご参集お願いいたします。

なお、13日午前9時30分から総務建設常任委員会が、14日午前9時30分から厚生文教常任委員会が、また18日及び19日は午後1時から、20日及び22日は午前9時30分からそれぞれ予算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、早朝より慎重にご審議を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時17分